賞　罰

主君が主君であり、家臣が家臣である所以のものは「礼」にある。上級者が上級者であり、下級者が下級者である所以のものは「柄」にある。柄とは、その人の立場にふさわしいかどうかという観点から見た服装・態度・行動のしかたなどであり、賞罰が公正であからさまに行われるための根拠となるものである。したがって礼に対する賞が公正であるときには、臣下の忠誠心が高揚され、義に反する者への罰が明らかであるときには、盗賊が逃げていくのである。これらにより、国家は健全で安全なものになる。もしも、世の中に逆柄（柄にもないことばかりをやること）が蔓延し、主将に礼がなければ、大水を防いで山に逆流させるようなものである。人の力が尽きたときには、たちまちに潰れて流されてしまう。そうであれば、逆柄によって一時的な威厳と民からの信望を達成したとしても、その人が去っていった後に、その余薫（偉大な先人として後々にまで残る業績・薫陶）が無いならば、それは将たる者の恥でしかない。

あらゆる場合にも一人を賞して万人が積極的に励むようになる者がいれば必ずこの者を賞せよ。一人を罰して万人が懲りるような者がいれば必ずこの者を罰せよ。賞は微賤（身分的に見ても人間的に見ても取るに足りない）な者であっても見逃してはならず、罰は身分の高い者であっても赦してはならない。又賞は時機を失することなく、罰は三度目にやったときに行うものとも言われている。賞は厚く人に施し、罰は軽くせよとも言う。しかしながら、このことは一概に決めつけてしまってはならない。軍隊が戦闘中の場において、事によってはごくわずかな規律さえも緩めてはならない場合もある。その中にあっても賞することは表に出して、罰することは裏で密かに行うように心掛けるといったように、軽重表裏の心得は、時に応じて減り張りをつけなければならないのである。又かつての悪事をとがめて、新たな功績を妨げてはならないとも言われる。

将たる人は、常々漢の高祖・劉邦が武将・雍歯を封じた心（君主が過去の恨みにとらわれることなく、大きな功績に恩賞を与えたことを指す）を忘れてはならない。そうであれば、賞も様々であり、罰も様々である。一には礼賞、財産や土地を得たならば、これらを軍士たちに分け与えるというような類がこれである。二には忠賞、三には功賞、四には負罰、荷焦げを着て、斧を荷なわせるというような（重労働を課す）類がこれである。五には剥罰、六には斬罰、七には族罰である。又古代には王たる者が人を弾(ただ)す(＝正しいものにする、矯正する)には九伐の法があると云われている。時勢に随って、これらを用捨する心得を持たねばならない。口伝。